

別記寫

抗議文（原文、ニ）

今般貴社答電したる所賄問リ約半紙年終解決書に不利行シ會社後輩にハリモ直相済未だ  
内々後輩員獨多大なる生活不安を抱ケリトヨタニ責任は辰巳川社長独裁にて一切の事業全般を  
任しあるに原因シ然るに會社は後輩員が先に提出セリ要求書に對レテ何等の誠意ある開  
示シム事態を是化せしめに至つた事は我等の甚だ遺憾とする慶幸である國家非常の折機會社  
は速かに後輩員を厚く對し明確な回答を乞ふ一日も早く圓満解決を期すと同様に社長共  
責任を明ねナシヘシ

特抗議す

昭和十二年三月三日

全日本勞働總同盟 朝鮮革命應援委員會

社長 辰巳川善治殿

（同記）

回答書

一 王場員ヨリ三月一日（辛未春）形式辰文書又テ左記各条ノ要求對レ回答スニ第左一加シ  
二 未拂給付（二月分被金）ハ往事ヲ拾ムルト同時ニ全額ヲ支拂フ  
三 同上  
四 工場員の本社至善不安ナントアルヘ何ヲ指シテ言フカ要亦青面察明白モサル付回資本難ナク以テ該要求書入  
五 丙午年始ノ火耕每月三百二十日（丙午）支拂ノ事ハ要求之通承諾實行ス  
六 賦課支拂ニ付シルベハ私財ニテ之加何ナル物シテ之完全ニ支拂フエノナリ  
七 本社八瀬庄、社屋ノ移入の為合ノ其事前於テ移転スニ社屋ノ新設し移入上ノ完全ナル設備ナシタル  
上金後葉不貲の爲取次シタル上ナラニテハ現在、社屋ノルシング建設ノ為ニ賣渡シトナリ  
但し現在中島氏ニ賣渡粗保ノ形式ニ依リ一毫万円ヲ借用ノ抵當レアルノナリ  
八 萬二石ノ如シ実行セサル為工場更ニ運送損害ヲヘタルベハ要求書ノ金を萬円セハ退職金トヒテ現在王場員  
一 提供スルコト約束スシ

之社兼年金ニ對シテハ御後援ノ被下コトハ寧古善吉シテ弟善候也

九上